

第58回 地方分権改革有識者会議
第163回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：令和6年6月24日（月）13：59～15：58

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長、高橋滋座長代理、大橋真由美議員、後藤玲子議員、勢一智子議員、三木正夫議員、村木美貴議員、山下良則議員、湯崎英彦議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、磯部哲構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

（勢一智子部会長代理、大橋真由美構成員、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕古賀内閣府政務官、恩田馨内閣府地方分権改革推進室長、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官、阿部一貴内閣府地方分権改革推進室参事官、在津謙作内閣府地方分権改革推進室参事官、坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、中野晶子内閣府地方分権改革推進室参事官
植田昌也総務省自治行政局住民制度課長

議 題：

- （1）第14次地方分権一括法について
 - （2）令和6年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等について
 - （3）その他
-

（市川座長）それでは、皆さんおそろいですので、ただ今から、第58回地方分権改革有識者会議と第163回提案募集検討専門部会の合同会議を開催いたします。

本日は、古賀内閣府政務官に御出席いただいております。

また、本日は、有識者会議の伊藤議員、谷口議員、沼尾議員、宮田議員、山下議員、そして、提案募集検討専門部会の石井構成員は所用のため御欠席となっております。

なお、御欠席の山下議員におかれましては、事前に書面により御意見を頂戴しておりますので、参考資料5として配布させていただいております。

最初に、古賀政務官から御挨拶いただきます。よろしく申し上げます。

（古賀内閣府政務官）ただ今御紹介いただきました地方分権改革担当内閣府大臣政務官の古賀友一郎でございます。

市川座長を始め、議員の先生方におかれましては、本当に平素からこの地方分権改革にお力添えを賜っておりますこと、この場をお借りして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

昨年の提案募集で御指導いただきました件で、第14次地方分権一括法が今月12日に成立をいたしまして、その1週間後の19日に公布されたということでございます。本当に先生方の御指導・御鞭撻^{べんたつ}の賜物と厚く御礼を申し上げる次第でございます。

それと、本年の募集提案では地方から300件近い提案募集を頂いているということでございまして、特にその中でも重点テーマであるデジタル化については100件以上の御応募を頂いているという状況でございまして、今日は重点審議いただく事項について、皆様方に御審議いただくという趣旨で会議を開催させていただきました。

また、昨年末に取りまとめさせていただきました地方分権改革の今後の方向性という宿題を賜っていたわけでありますが、その中に類似分野への面的な見直しの展開という項目がございまして、これにつきましても、事務局から今日は一定の対応案をお示しさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御願い申し上げたいと思います。

この提案募集方式も今年でちょうど10年という節目の年になってまいりまして、お陰様で着々と進めてこられたという我々の自負もあるわけですが、先日、職員の皆さんにも申し上げたのですけれども、この分権改革というのは私が思うところ、毎年の目玉を探すというより地に足のついた現場のニーズをいかに拾い上げて、それを業務改革につなげていくかというところが大変ポイントだと思っております。決して派手さはないけれども一個一個の現場の困りごとを反映させていって、その結果、積み上がったものがビフォーアフターで見ると、振り返って大きな改革になっているなど、こういうものがあるべき今後の改革の方向性かなと思っております。トヨタの生産方式で言えば改善という、そういう一個一個小さなものを積み上げて大きな改革につなげるといった方向ではないかなということをお話申し上げたところであります。

引き続き現場の課題をしっかりと拾いながら分権改革につなげていきたいと考えておりますので、何とぞ先生方の御指導・御鞭撻^{べんたつ}を賜りますようよろしく御願いを申しあげまして、私からの冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく御願いたします。

(市川座長) 古賀政務官、どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

議事1、第14次地方分権一括法について、事務局から報告をお願いいたします。

(阿部参事官) 参事官の阿部と申します。議事1の第14次地方分権一括法について、資料1に基づいて御説明をさせていただきます。

昨年12月に閣議決定をさせていただきました「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえまして、法律改正が必要なものについて措置を講ずるために、本年の3月に第14次地方分権一括法案を国会に提出をしております。

資料1ページの左側の主な経緯の欄に記載がありますけれども、法案につきましてはお陰様で6月12日に参議院の本会議において賛成多数により可決成立をして、そして、6月19日に公布をされております。

今回の一括法の内容としましては、1ページの右側にごございます8事項9法律を改正するものとなっております。いずれも昨年11月に本会議で御了承いただきまして、12月に閣議決定をした対応方針の一部となりますけれども、例えば①里帰り出産等を行う妊産婦等の健康診査等に関する情報について、市町村間で連携できる仕組みを構築するための母子保健法の改正、それから、②幼保連携型認定こども園の保育教諭等について、幼稚園の教諭の免許状と保育士の資格と両方の資格が必要であるところ、いずれか一方のみで保育教諭等となることのできる特例等の期限の延長をするための認定こども園の法律、と、教育職員免許法の改正、そのほか、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、栄養士法、獣医師法、建築基準法、宅地建物取引業法、公有地の拡大の推進に関する法律について改正を行ったものとなっております。

詳細につきましては資料の2ページ以降にお付けしておりますので、また御覧いただければと存じます。

令和5年の提案につきましても、提案募集の成果を一括法案として取りまとめをしまして成立に至ることができました。改めて厚く御礼を申し上げます。

第14次地方分権一括法についての報告は以上となります。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、御質問・御意見等は後ほど頂くといたしまして、次に議事2、令和6年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

(田中参事官) 内閣府地方分権改革推進室の参事官の田中でございます。早速議題2の関係で資料2をお願いいたします。

資料2は令和6年の地方からの提案状況についてまとめたものでございます。令和6年の提案募集につきましては、前回のこの有識者会議は1月24日に開催されたわけですが、その際に重点募集テーマをデジタル化とすることなど、募集の方針を御決定いただいたところがございます。それに基づきまして、今年の1月25日から提案を募集したところでございます。

その総数でございますが、資料2の1ページの上に記載をしてございますように、提案総数で293件という状況でございます。昨年230件に比べて増加してございますが、これらの要因といたしましては、先ほど申し上げました重点募集テーマのデジタル化に関する提案が107件という状況も影響しているのではないかと考えてございます。この293件の内訳のところを見ていただきまして、その他に記載をしてございます35件、※2で記載をしてございますが、関係府省における予算編成過程での検討を求める提案など、35件を除く258件につきまして、私どもと関係府省との間で調整を行う提案とさせていただきますことをご予定してございます。

提案状況の続きでございますが、2つ目の○でございます。提案のほとんどが複数の地方公共団体による提案ということで丸括弧の中に記載をしてございますが、追加共同

提案と呼んでございますが、提案に賛同の意を表明するような自治体の方にも手を挙げていただくという方式を採ってございます。こういうことを行った団体を含めた場合には95.6%という状況になってございます。

続きまして、3つ目の○でございますが、これまで提案を行ったことのない62の市区町村から本年初めて御提案いただいたということでございます。

一つ飛びまして5つ目でございますが、提案の分野別でございますが、記載のように、医療・福祉関係の提案が最多、そのうちこども・子育ての関係は記載の28件という状況になってございます。詳細は次のページに掲載をしているところでございます。

続きまして、本日御決定いただく予定にしております資料3をお願いいたします。こちらは本年の重点事項についてでございます。上の方に記載をしてございますが、重点事項の考え方の中に下線を引いてございますが、今から御説明させていただきます23事項を重点事項として選定するという形をお願いしたいと考えてございます。それでは、個別の中身につきまして簡潔に御説明を差し上げたいと思います。

まず1番、右側の概要のところを見ていただければと思いますが、国や地方自治体等が法令に基づきまして住民票の写しの添付を求めている事務などにつきまして、住民基本台帳ネットワークシステムを活用することにより、住民票の写しの添付の省略を可能とすることなどを求める御提案でございます。この重点番号1番につきましては、関連して後ほど資料4の御説明を私どもの方からさせていただく予定にしております。

続きまして、2番、法人ですとか地方公共団体などが利用できる国の補助金の申請のシステムでございますJグランツを活用いたしまして、事務連絡やQ&Aといった各府省の補助金等に関連する情報を一元的に確認できるような機能を実装することなどを求めるという御提案でございます。

続きまして、3番で戸籍情報連携システム、こちらは市区町村が戸籍事務の処理のために必要な戸籍の情報を参照することができるシステムでございますが、こちらにつきまして利用の対象の事務を旧氏の住民票への記載など、住民基本台帳法に基づく事務にも広げることなどを求める御提案でございます。

続きまして、4番、保育施設への施設型給付費の支給につきまして、①に記載をしてございますが、加算の種類の整理・統合や申請手続の簡素化を行うこと、また、②に記載をしてございますが、保育施設の広域利用を行う場合に、関係者の間で給付費の請求や支給に必要な情報を共有することができるようなプラットフォームの構築を求める御提案でございます。

続きまして、5番、犬の登録及び管理方法の見直し等に関するものでございます。市区町村における犬の登録及び管理につきまして、概要のところの※にも記載をしてございますが、マイクロチップ情報の環境大臣への登録によりまして、狂犬病予防法上の市区町村長への登録申請があったものとみなすというワンストップサービス制度がございまして、この制度につきまして自治体の参加がまちまちといった状況にございます。

この状態を解消することによりまして、飼い主の方の利便性の向上ですとか、自治体側の事務の手間の抑制などを図ろうとする提案でございます。

続きまして、6番、計画策定に関する御提案でございます。景観計画の策定・変更に当たりまして、都市計画審議会への意見聴取が義務付けられているところでございますが、一定の場合、これを不要とすることを求める提案でございます。

7番も計画関係ではございますが、補助金の要件となっている計画策定の関係でございます。具体には、地域防災拠点の建築物整備緊急促進事業補助金という補助金がございます。こちらに関連して市町村の耐震改修促進計画という計画を作ることになってございますが、この計画に記載すべき内容が社会資本総合整備計画に含まれていれば、市町村耐震改修促進計画を策定せずとも、この補助金の交付対象とすることを求める御提案でございます。

続きまして、8番、障害児通所支援事業所の従業者の人員基準につきまして、現行の従うべき基準から一定の場合に「標準」または「参酌すべき基準」へと見直しを求める提案でございます。

続きまして、9番、児童手当につきまして、①にございますが、令和6年10月から所得制限が撤廃されることに伴いまして、現在、受給資格を確認する際に行っております所得審査を廃止することや、転入した際の児童手当の認定につきまして、転入日を基準日とすることなどを求める御提案でございます。

続きまして、10番、児童の一時保護施設の関係でございますが、令和6年、今年の4月1日から資料に記載の基準が施行されてございまして、職員数ですとか夜間の職員体制について2年間の経過措置期間が設けられてございます。こちらを職員の人材育成に必要な期間確保の観点から、5年間に延長するよう求める提案でございます。

続きまして、11番、小規模の保育事業などを行います地域型の保育事業者につきましては、集団保育を体験させるための機会の提供などを行うため、保育所や認定こども園といった連携施設を確保しなければならないとされているところでございます。概要に記載をしておりますが、都市部を中心として、連携施設の確保は困難といった事情から、複数の地域型保育事業者が連携する場合も、この要件を満たしたこととするよう求める提案でございます。

続きまして、12番、保育所等における児童の健康診断につきまして、未就学児には実施困難な視力検査ですとか聴力検査等を実施するよう求められてございまして、検査項目・実施頻度等の見直しを行うよう求める提案でございます。

続きまして、13番、本件につきましては先生方も御承知だと思いますが、昨年、この会議での重点事項として御議論いただきました民生委員・児童委員の選任要件の見直しに係るものでございます。部会での熱心な御議論によりまして、対応方針といたしましては、下の方に記載をしておりますが、地方団体、それから、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得るとされてございますところ、提案の実現のた

め、今年も重点事項として進捗状況の確認など、御議論を賜ればと考えているところでございます。

続きまして、14番、訪問介護事業者が不足いたします中山間地域におきまして、通所介護事業所の職員が利用者の居宅を訪問してサービスを提供した場合におきましても、報酬算定を可能とするよう見直しを求める御提案でございます。

続きまして、15番、司書教諭につきまして、法令上、資料記載の場合には司書教諭を置かなければならないと定められているところでございますが、司書教諭を設置した際と同程度の学校図書館の充実・運用が図られる場合には、司書教諭の設置要件について見直しを求めるような提案でございます。

続きまして、16番、公立大学法人の関係で国立大学法人よりも出資が可能な範囲が限定されているところでございます。公立大学法人につきましても国立大学法人と同様の範囲に出資が可能となるよう見直しを求める御提案でございます。

続きまして、17番、現在、地方自治法の政令におきまして普通財産である土地の信託の目的が建物の建築や土地の造成に限定されているところでございますが、森林資源を活用した地域振興のために、森林の施業や管理を目的とした信託を可能とするよう求める御提案でございます。

続きまして、18番、家畜伝染病に係る対応につきまして、家畜以外の飼養動物が家畜伝染病にかかりまして、他の家畜に伝染する恐れがあると認められる場合に、都道府県知事による殺処分等の必要な防疫措置命令が可能となるよう見直しを求める御提案でございます。

続きまして、19番、産業廃棄物の関係で安定型産業廃棄物最終処分場の設置につきましては、指導要綱による対応は限界があるため、最終処分場が過度に集中する地域につきまして、総量規制などの立地規制基準を設けるとともに、設置許可に地域の事情を反映させるため、許可基準を条例で制定できることとするなどを求める御提案でございます。

続きまして、20番は大気汚染の関係でございます。大気汚染の予測につきまして、近年、より精度の高い予測ができるようになってきていることを踏まえまして、設置基準を緩和するなど、大気汚染の測定局の算定基準を見直し、監視体制の合理化を図るよう求める御提案でございます。

続きまして、21番、建設機械に抵当権を設定しようとする際に必要となります都道府県知事による建設機械への打刻やその検認につきまして、打刻の実施主体を都道府県知事から申請者等へ変更することなどを求める御提案でございます。

続きまして、22番、建築基準の関係でいわゆる一団地認定といひまして、特定行政庁が認める場合に、団地全体を一つの敷地とみなして容積率や建ぺい率等の規定を適用できるようにすることにつきまして、この一団地認定の区域の縮小に際しまして、一定の要件を満たす場合には、地権者全員ではなく一部の地権者の同意によることを可能とす

るものでございます。

最後に23番、都道府県知事等が特定都市河川の流域内に設置する標識につきましては、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県等の条例で設置基準を定めることとされてございますが、国土交通省令で定める基準に従って標識を設置する場合には、条例の制定を不要とするよう求める提案でございます。なお、本件の提案に関しましては、前回、1月の有識者会議におきまして、湯崎委員の方から全国知事会の関係で資料の御説明があったかと思えます。本件は、それに関連する提案だと認識しているところでございます。

資料3の説明は以上でございますが、続きまして、重点番号1番の関係で資料4の御説明を引き続きさせていただきます。

(平沢参事官) 参事官の平沢でございます。よろしく願いいたします。資料4の御説明させていただきます。

こちらは重点事項の1番、住民基本台帳ネットワーク、いわゆる住基ネットに係る提案についての資料でございます。この提案につきましては、更生保護法等に基づく事務を具体例に挙げつつ、住基ネットの利用対象事務の拡大を求めているものでございます。本有識者会議においても、これまでいわゆる面的な見直しについて御意見を頂いておりますが、今回、当方から提案団体に加え、所管の総務省とも意見交換をさせていただき、この際、当該具体例に限らず分野横断的に見直しを行ってはどうかと考えているところでございます。

そのため、本日は総務省住民制度課の植田課長にも御出席いただいておりますが、まずは、総務省と内閣府において各府省と自治体向けに住基ネットの利用が想定される事務や利用ニーズについて調査を行い、その調査結果も踏まえ、今後、審議等をお願いできればと考えております。

資料4の説明は以上でございます。

続きまして、派生するのですが、後ろの方の参考資料3を御覧いただければと思えます。参考資料3の「国・地方デジタル共通基盤の整備運用に関する基本方針」の抜粋でございます。こちらは本年1月の会議で御報告をさせていただきましたが、デジタル行財政改革会議におけるデジタル共通基盤の取組に関して、今月18日にデジタル行財政改革会議の方で基本方針が決定されましたので、簡単に御報告させていただければと思っております。

まず1ページ目、国・地方デジタル共通基盤の整備と地方分権との関係について、特に2つ目の点でございますが、国による共通化や標準化の支援は地方分権改革により明確化された国と地方公共団体との役割分担の下で地方公共団体の事務を技術的に下支えし、負担が軽減された分、一層自主的で自立的な施策が展開され、分権改革の成果を実感できるようになることが期待されるとされております。

2ページ目、今後、共通化すべき業務・システムについて検討していくに当たっての

お話でございますが、提案募集方式とも必要に応じて連携し、下に記載がありますような視点に合致する提案について参考とするとされております。

3 ページ目、こちらは国・地方が今後連携・協力して共通化を推進していくための体制の部分でございますが、デジタル行財政改革会議事務局、デジタル庁、総務省、地方三団体が参画する国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会が本年夏を目途に設置され、地方分権提案を参考としつつ、共通化の対象候補の選定や、その後、所管府省が策定することとなる共通化推進方針の案への同意を行うこととされております。

簡単ですが、基本方針の内容の地方分権に関する、あるいは地方分権提案に関する部分でございましたが、令和6年のデジタル化関係の提案につきましては、デジタル行財政改革会議事務局とも全て共有しているところでございまして、今後、特にデジタル共通基盤の検討対象として選定されてくるような提案がございましたら、分権室としても必要な連携を取ってまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

(田中参事官) ただ今御説明させていただいたものは、資料3の重点番号1番の関係でございまして。資料3の23事項を重点事項として選定することに関連いたしまして、資料4において御説明を差し上げましたように、今後、関係府省のヒアリングの対象が拡大することも場合によっては想定され得ることから、昨年は39事項としていた重点事項につきまして本年は23事項とすることを考えているということでございます。

あわせて、資料5と資料6につきましても私の方から御説明を差し上げたいと思っております。

資料5につきましては今後のスケジュールでございまして。1月の有識者会議においてお示ししたものの方向性の変更はございませんでして、具体的日付などを入れたものになります。いずれにしましても、今後12月中下旬の対応方針の閣議決定に向けて、御覧いただいているスケジュールを進めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、資料6はいわゆるフォローアップの関係でございまして、御報告を差し上げたいと思っております。令和5年までの対応方針に記載された措置の進捗状況につきまして、1つ目の○に記載をしておりますが、措置期限が令和5年中又は令和5年度中と記載された案件等につきまして201件の措置が完了いたしましたので、御報告を差し上げたいと思っております。そのうち主な案件として、資料には3つほど記載をしております。こちらはいずれも、過去に重点事項として御議論いただいたものでございます。

1つ目は、既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等の提案でございまして、一番右のところを見ていただきますと、今年の3月に必要な通知を発出したというものでございます。

2つ目、特定地域づくり事業協同組合制度における派遣可能な業務の拡大につきましても、在籍型出向により特定の職員が建設業に従事する場合における職員と建設業者との雇用契約等に関する要件等を通知する旨が昨年の対応方針で記載されたところであ

り、今年の3月に通知したという報告でございます。

最後、優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止の関係でも、昨年の対応方針の中で、市町村と都道府県知事との協議手続の簡素化等が可能である旨などを明確化し、通知する旨が記載されており、その関係での通知が一番右のところに複数記載をされているところでございます。

なお、今御説明いたしました3件を含め、201件等につきまして、この会議の終了後、私どものホームページの提案募集方式データベース上にて公表する予定でございますので、詳細はそちらを御覧いただければと考えてございます。

最後に、今年の293件の提案全てにつきまして、参考資料2としてお付けしていただきますので、併せて御参照を賜ればと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

(市川座長) 御丁寧な説明をありがとうございました。

これから審議に入ります前に、古賀政務官は公務のために御退室されます。本当にお忙しいところ、ありがとうございました。

(古賀政務官退室)

(市川座長) それでは、これから議論に入りたいと思いますけれども、その前に、大橋部会長から、今年の地方からの提案等に関しまして御発言いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(大橋部会長) 事務局から御説明がございましたように、本年の提案募集に関しましては昨年の230件から60件以上も上回る293件ものたくさんの提案を頂きました。提案を丁寧に寄せていただきました地方公共団体の皆様にお礼を申し上げますとともに、こうした制度の普及・宣伝に努め、また、小さな相談から提案まで寄り添って共同提案まで導いてくださった事務局の皆様の御努力にも感謝を申し上げたいと思います。

本年の重点募集テーマを見ますと、ここ数年の傾向としてデジタルに係る改革が国のレベルで急速に進んでいることもありまして、デジタル化に関する案件が非常に多くなっております。また、例年どおり市民生活に密接に関わる医療や福祉、こども・子育てに関する提案もたくさん寄せられております。このような地方の現場に根差し、市民生活にも非常に関わり合いのある具体的な提案が寄せられておりますことを重く受け止めております。

今申しましたようなデジタル化でありますとか、医療・福祉、こども・子育てに関するものを含めまして、23事項32件の提案が重点事項案として本日整理されております。それぞれの事項は特色を異にしておりますし、また、相手方の府省庁の対応によっては、交渉ごとですのでヒアリングの仕方も様々な形態にならざるを得ないと思います。そのような関係から関係府省ヒアリングの持ち方につきましては、その具体的な進め方等につきまして部会長であります私の方に御一任いただけますならば、柔軟に対応することができ、大変有り難く考えております。

重点事項に関しましては、基本方針として2点ほど申し上げたいと思います。

一つは、重点事項1の住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大についてでございます。これまで提案募集制度については実効的であり実現性が高いとお褒めいただく一方で、個別個別の案件に関わりすぎていて、それをもう少し制度的な発展につなげることができないかとか、横展開を図るべきである、面的な展開を図るべきであるという御意見をこの合同会議も含めまして、機会がありますごとに頂いてきたところでございます。

この住民基本台帳ネットワークに係る提案は、提案団体としては豊田市と神戸市にとどまりますが、ここで指摘されている支障は提案対象外の法令の多くにも同様に存在することは明らかであります。これが実現いたしますと、市民の方は住民票を持たずに手軽に申請等の手続きができますし、また、行政機関の側も公用請求という役所間の文書の受け渡しについて、従来のかかる時間のかかる手続から解放されるというような二重の意味を持ちます。この提案は市民と行政機関双方にとって、非常に実用性が高いものであると考えます。

この案件で横展開を図ることで、網羅的に各法令に見られる支障を一挙に取り除くことができますので、この際、類似のものを全て洗い出すというような形で住民基本台帳ネットワークの利用について、抜本的な改革を図るようなことを目標にしたいと考えております。

このような手続を進める中で、具体の自治体からの提案処理からスタートして、途中のヒアリング段階から対象範囲拡大を図り、他法令にも及ぼすような提案実現を網羅的に図るための手続の在り方につきまして、具体的なノウハウを今年度は確立したいと考えております。このような拡張型の提案実現手続というような形で提案募集制度を活用することは、これまでなかったものですので、このような機能を確立する上で、今回の提案が一つの非常に重要な試金石になればと期待しております。

2つ目は重点番号13番、民生委員の選任要件の緩和でございます。これは昨年からの課題で、地域福祉の担い手が大きく不足しているということで、その資格の在り方、選任母体の在り方を当該地域の在住者から在勤者などに広げるという内容の見直しでございます。今回、これが法改正で実現しますと、民生委員というような歴史があり、地域で象徴的な資格・委員について提案が実現されることで、今後予想される地域での担い手不足というような類似の提案案件につきましても、「あの民生委員ですら柔軟に拡大できたのだから是非お願いします」というような形で、将来の横展開につなげる礎石として処理したいと考えております。

提案募集検討専門部会といたしましては、今年度も充実した丁寧な審議に努めまして、地方からの提案に寄り添い、市民の皆様に喜んでいただけるように、提案を最大限実現できるように努めてまいりたいと考えております。

あわせて、提案手続の存在でありますとか、これまで果たしてきた成果につきまして

も、同時に市民の方の認知を深めることにも力を注ぎたいと考えております。

引き続き委員の皆様様の御協力・御指導をお願いしたいと存じます。

私からは以上でございます。

(市川座長) 大橋部会長、ありがとうございました。大きな基本方針も示していただいたと思います。

それでは、これから御意見・御質問等、御発言をお願いしたいと思います。ウェブの方は手を挙げる形でもいいですし、手挙げのサインでも結構でございます。いかがでしょうか。

それでは、湯崎議員、お願いいたします。

(湯崎議員) まず、今回も非常に多くの団体からの提案もたくさん出ているわけですが、大変な取りまとめ作業もございまして、市川座長を始めとして、事務局の皆様様に御礼を申し上げたいと思います。

また、今回は先ほど御説明もありましたけれども、住民基本台帳の活用など、横展開を図るといったような取組も非常に意義のあることだと思っておりますので、そういう方向で動いていただいていることも感謝を申し上げたいと思います。

知事会の動きなのですけれども、昨年アンケートを行いまして、国の過剰な関与に関する調査を行いました。その中でいろいろな意見が出てきているわけですが、従うべき基準が地域の実態に合っていないとか、今回も重点事項にありましたけれども、法律・省令の基準に従って条例を定めることとなっていて、都道府県が独自性を発揮する余地がないとか、給付金に係る事務や国の調査などについては、国が一括処理した方が効率的となるといったものがあるのではないかとといったような課題が提起されているところであります。知事会としてもアンケートの結果を全都道府県に周知しまして、積極的な提案を依頼したところでございます。

その結果、各都道府県から昨年を上回る155件の提案がありまして、中でも全国知事会として障害児通所支援事業所事業者の人員基準の見直しであるとか、消防庁による調査に係る業務の効率化等、10件の共同提案を行わせていただいております。こういったものは、従うべき基準、あるいは国が一括処理した方が効率的な事務についての課題意識や、今回の提案募集の重点テーマでありますデジタル化に関する御提案でございます。

全国知事会との共同提案以外にもこの提案募集方式を活用しまして地方分権改革を前に進めていくための提案が多くの団体から出ておりますので、一つでも多くの提案を実現するように、前向きに御議論をお願いするところでございます。

なお、今後の専門部会等での御検討に当たりましては、具体的な支障事例とか制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すということではなくて、国が地方への権限移譲や規制緩和を行うことによる支障を十分に国側として説明できないといったような場合には、原則として提案を認めるといったような方向で進めていただければと思っておりますので、是非そういった点も含めて御検討をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見・御質問等はございますでしょうか。

後藤議員、お願いいたします。

(後藤議員) 三木市長が先に手を挙げていらっしゃるの、先に市長でお願いいたします。

(市川座長) それでは、三木市長、どうぞお先にお願いいたします。

(三木議員) 市長会の代表の長野県須坂市長の三木です。提案募集を事務局の方でまとめていただきましたし、また、座長さん、部会長さんの方で様々な形で取りまとめていただきましたありがとうございます。

私は今回の資料3の重点事項を見ていまして大変有り難いと思いました。それは主に2つございまして、一つは、各自治体からの提案自体、私どもが気付かない提案がありまして、それ自体がこれで改善していただくことによって、それぞれの市町村にとっても非常に役に立つ提案だということを感じました。

例えば今の1番の住民基本台帳は正にそうなのですけれども、こういう形で先ほど部会長さんがおっしゃっていましたように横展開ができますし、また、各市町村でも協力してできますので大変有り難く思っています。

それから、重点事項の個別に入りますけれども、お礼を申し上げながら感想を申し上げたいと思います。1番はそういう形で大変有り難く思います。2番の補助金申請システムについても非常に有り難く思っております。といいますのは、小さな市町村になりますと、国の制度自体を把握すること自体が非常に困難であります。したがって、こういう形で補助金の申請システムを分かるようにしていただきますと、自分たちの市町村で何が必要かというのを見ることができると、これについては是非進めていただきたいと思っております。デジタル化の最たるものになるのではないかなと思っております。

それから、少し飛びますけれども、12番の保育所等における児童の健康診断の検査項目の見直しも提案の県・市がたくさんございます。これ自体も非常に重要なことでありまして、それぞれの子供に合った健診をしていただくということは市町村の立場とすれば、私どもも5歳児健診だとか3歳児健診をやっておりますけれども、大変有り難く思いますので是非進めていただきたいと思っております。

それから、13番の民生委員・児童委員の選任要件の見直しも昨年から話題になっておりますけれども、各市では非常に苦労しているところであります。これが一つのきっかけとなりまして、ほかの国の指定になっております保護司だとか、そういう方々についてもこれから改善ができると思っておりますので、この13番の民生委員・児童委員の選任要件の見直しにつきましても進めていただければ大変ありがたいと思っております。

以上、特に小さな市町村にとっては非常に有り難い重点事項でありますので、是非前向きに進めていただきたいと思っております。

先に述べさせていただきまして、後藤先生、ありがとうございます。以上です。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、後藤議員、お願いいたします。

(後藤議員) 丁寧に説明していただいて、また、昨年お願いして、資料を今年はずごく早く送っていただいて本当に助かりました。ありがとうございます。

私の方からは、今日の御説明にはございませんでしたが、参考資料2で「その他」に分類された提案、つまり今回は取り扱わないとされた提案について、これはどうなのかなと思ったことについて、まず意見を申し上げさせていただきます。

まず、「その他」の最後にある管理番号275、「宗教法人法への暴力団排除規定を追加すること」につきまして、この提案には、非常に詳細な理由、制度改正の必要性でありますとか、具体的な支障事例などが参考資料なども付ける形で丁寧に説明されていると思いましたが、それにもかかわらず、このような提案を「制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため」という理由で調整対象から外すというのはいかなるものかと思えますので、今一度見直していただければと思いました。

それと同じような形で管理番号248、「個人の事業用資産や法人の特定資産の買換え等の課税特例に係る自治体における証明書発行事務の廃止」につきまして、調整対象にしない理由として、「国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案であり、提案募集の対象外と整理されたため」と書かれていますが、提案の中身を見ますと、税財源配分とか税制体制とかということよりは、手続を簡素化してほしいという要望のように思えますので、これも規制緩和という位置づけで取り扱うことが適切ではないかと思えます。

最後に、管理番号11、12、13に関西広域連合さんからの御提案があって、11、13については十分に理解できないところがあったのですが、管理番号12辺りはある種規制緩和への要望と捉えられるのではないかと思います。きちんと照合してなくて申し訳ないのですが、確か昨年度も同じような形で要望が上がっていたようにも思えますので、今一度少し検討するということがあってもよいのではないかと思います。

それが「その他」として取り扱われた提案についてでございます。

もう一つ、資料2の3ページに「令和6年の地方からの提案状況②」ということでおまとめいただいた資料がございまして、こここのところでこども・子育て関連というのは別建てにできるのではないかとお伝えして、そのように整理していただいてありがとうございます。今回気になりましたのが(1)の「提案内容別の提案状況」という部分です。この部分が「権限移譲」が少なく、ほかは全て「規制緩和」ですというような形で整理されていますけれども、実際に提案内容を見ますと、資料3の上の重点事項の考え方が書いてある部分を参照すると分かりやすいと思うのですが、「規制緩和」というよりは「住民サービスの向上や適切な提供に直結するもの」が多いように思えます。そういうものも含めて「規制緩和」と整理するのが適切だろうかと思いつつ拝読したところです。

意見がございましたように、例えば重点事項2の「補助金申請システム等に係る利便

性及び検索性の高い機能の整備」は非常に重要で重点事項として取り上げていただく意味がある提案だと思いますけれども、提案内容は規制緩和というよりはサービス向上とか適切な提供ということになると思いますので、例えばそういう提案をもう少し分かりやすく分類するというのも、今年度からではなく今後の課題としてあり得るのかなと思いました。

以上です。どうもありがとうございました。

(市川座長) それでは、いろいろな議論がありますが、今、提案募集の対象外とした提案に対する御質問、それと、分類に関してのお話がありました。この点を先に事務局の方からコメントをお願いいたしたいと思います。

(田中参事官) 後藤先生、ありがとうございました。

まず、その他の提案として頂いているものでございますが、参考資料2の19ページの275番、宗教法人法へのうんぬんかんぬんという御提案だったと思います。それから、ある意味同じものだと思っているのですが、17ページの関西広域連合の11番についても、内容は別々でございますが、既にこちらとして御提案を過年度に頂戴し、その上で一定の整理を差し上げたものですから、内容的に、そういう意味でその他という取扱いにさせていただいていると御理解を賜ればと思ってございます。

それから、19ページの248番の神戸市の事業用資産の関係の課税特例の証明書発行事務の廃止の関係も恐らく手続ではないのではという御質問だったと思います。前提として税制上の制度の仕組みと関連するものでございますので、そういう意味で一番右に記載をしてございますが、手続だけで議論できるというわけでもございませんので、提案募集の対象外という形で整理をさせていただいたと御理解を賜ればと考えてございます。

最後に、権限移譲か規制緩和かというお話があったと思います。権限移譲か規制緩和かという分類の仕方は従来からずっと採っているところで、その点はそういう取扱いにさせていただいているということをご承知の上で、今後、自治体の負担軽減を主にしたものなのか、住民サービスの向上を主にしたものなのかという分類の仕方もあるのではないかと意味の御説明だったかと受け止めています。

私どもの方も昨年この会議の中で御提言いただいた地方分権改革の今後の方向性の一つの柱として、住民参加の視点を重視するということも意識し、資料1の法案の説明の中でもできるだけ効果として、住民への利便性の向上につながるような内容はきちんと書き込もうという形で、私どもの方で少しずつ取組を進めているところではございます。簡単にこれは自治体の負担軽減のみ、これは住民サービスの向上のみと切り分けがなかなか難しいところがあるので、きれいに整理はできないところがあるかもしれませんが、最後に提案を対応方針とまとめる際に、どういう形で訴えていくのかということについて、今後、こちらの方でも研究をさせていただければと考えてございます。

以上でございます。

(恩田室長) 補足をさせてもらっていいですか。先ほど御指摘いただいた税証明書の関係

なのですけれども、私どもの方も手続的な話で、これを検討いただけないかということで、税当局には事前に調整をさせていただいたのですが、税当局の中で納税環境の整備というような形で税調にかける話にもつながるので難しいとのことでした。調整案件には入れないという措置を今回させていただいたのですけれども、必要に応じてまた税当局にもこの進捗状況とか、私どもの方でも確認をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

また、分類の話は確かに今まで権限移譲、その他という形で、その他は規制緩和の代表的なものだったので、こういう分類にしていたところではございますけれども、ほとんどが規制緩和的なものになってきた現状を考えますと、もう少しこの分類の仕方なりメルクマールを事務局でも整理させていただきまして、後日、また皆様方に御相談をさせていただければと思いますのでよろしく申し上げます。御指摘ありがとうございます。

(市川座長) 御説明ありがとうございます。

それでは、事務局の御説明に対しても結構ですし、その他に御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

勢一先生、お願いいたします。

(勢一部会長代理) 今年度も293件という非常に多数の提案を頂きましたし、また、新規に提案を頂いた団体も多かったということで非常に有り難いと思っております。提案を頂きました地方公共団体の皆様にお礼を申し上げたいと思っておりますし、また、提案まで取りまとめをくださった事務局にも改めてお礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

また今回、共同提案が約半数ということで、更に追加共同提案団体が非常に多いというのも印象深いなと思って拝見をいたしました。地域特性だけではなくて、全国に幅広く共通する課題がこれだけあるのだということです。先ほど退席されましたけれども、古賀政務官がおっしゃっておられたように、地に足がついた議論が地方提案の議論には大切だと思っておりますし、現場のニーズに寄り添うような形での議論が本当に必要なのだと感じました。地域特性も関わってくるところもあるかと思っておりますけれども、丁寧な議論をする必要があると思っております。私も部会に関わる構成員として身の引き締まる思いがしておりますし、部会長をお支えして、丁寧に議論をさせていただきたいと思っております。

今回、デジタル化が107件ということで、これも非常に高い関心を集めているというのを改めて実感させていただきました。特に地域の人材不足が課題となる中で、デジタルで効率化できるところは効率化をして、本当に必要な業務に人手をかけることができる環境を一刻も早く整えるというのが全国的な課題だと思っております。その点では、今回資料4で御紹介いただきましたけれども、住基ネットの利用拡大というのも分野横断的な見直しで面的な展開という意味でも非常に重要ですが、このデジタルの発想で

制度を考えていくというところにも示唆が大きい仕組みだろうと感じています。

これからが具体的な調査ということになるかと思いますが、利用が想定される事務はどの程度広がりがあるのか、ポテンシャルがあるのか、ボリューム感などが知りたいなと少し感じたところで、分かる範囲で何か情報提供いただけるようだったら有り難いと思います。

以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、大橋議員、お願いいたします。

(大橋議員) 私からは何点か、感想のようなものになってしまいますが、コメントさせていただきます。

まず1点目は、昨年度のこの提案募集専門部会での検討過程からは、デジタル化関係のテーマについては他機関との協働というのが、この取組にとって非常に重要だということが教訓として得られることになりまして、今年度、早速事務局の方では積極的な連携をしていただいて、効果的にデジタル行財政改革の方でも地方分権改革の動きとの歩みを合わせてということが明示されまして、昨年度の成果が今年度に直結していて、非常に重要な一歩だったかなと拝見しておりました。

先ほど後藤議員から、その他で取り上げなかった事案についての御指摘を頂きました。全体の数から見ると、14件という案件数をどのように考えるかというのがあります。ただ、確かに、提案された自治体側としてはいろいろと調べて手間をかけて提案されてきたということで、これは私が経緯を失念しているかもしれないのですが、過年度にも同じ提案をしていたけれども、今回も駄目だったというような案件については、例えばもう少し丁寧な理由付けをしたり、そういったものを提示したりといったこともできるのかなと思った次第でございます。

それから、提案募集の案件については、内閣府と関係府省との間で調整を行う提案が、昨年が176件で今年度が258件とかなり大幅に件数として増えているのですけれども、こちらのデジタル関係の増加だけなのか、それともほかにも何か要因があるのか、そちらについて教えていただけると非常に有り難いかと思いました。

以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

今の大橋議員と勢一先生の質問に関して、事務局の方からありますか。

(植田課長) 総務省の住民制度課長の植田と申します。

勢一先生の方から住基ネットの利用事務、今後これから調査していくけれども、ボリューム感的にどの程度と想定されているかという御質問を頂きました。実は分権一括法の中でも、これまでも累次の一括法の中で住基ネットの利用事務というのは増やしてきてございます。直近では、昨年の13次の一括法の方で所有者不明土地関係で8つの法律を改正するというのをやっております。そのときに、似たような調査を各省に対

してもさせていただいたことがございました。昨年の段階では所有者不明土地関係という分野に限って8本やったということです。

その際に、まだ精査されてはいないのですけれども、各省から、もしかしたら可能性があると言われていたものが、30以上の法律がリストとしては上がってきたということでございますので、今回、より必要性とか、実際に該当したとしても、全体として業務が効率化されないといけないと思っておりますので、その辺りは十分見ていくのかなと思っております。住基ネットは現時点で使っている法律の数は200以上ございますので、そういった中での、そのぐらいのボリュームかと御理解いただければと思います。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、引き続きましてお願いします。

(田中参事官) 大橋先生からの御意見として大きく2つあったかと思えます。

まず、その他の提案として参考資料の2の一番右の理由のところの記載につきまして分かりにくいという御示唆なのかなと思いました。今後、過年度に出た提案なのかどうかという辺りも含めて丁寧に対応するように進めていきたいと考えてございます。

それから、その次にございました今回提案が伸びた理由ということだったかと思えます。私の方からの最初の説明の中で申し上げましたし、資料2の2ページ、口頭で言いましたので省略させていただきましたが、2ページの4つ目の○の方でも記載をしております。重点募集テーマ、デジタル化に関する提案が107件ということでございますので、こちらが影響した結果なのだと受け止めています。それが大きいのではないかと思います。

その次の3ページは細かい話なので説明は省略させていただきましたが、例えば左側の(2)分野別の提案状況というところを見ていただきますと、大きく昨年に比べて数字が伸びているところを見ていただきますと、その他のすぐ上の「総務」と整理しているところが割と伸びているのが見て取れるかと思えます。これの関係で右側を見ていただいても総務省のところ、真ん中のデジタル庁のすぐ下でございますが、こちらも丸括弧のところのところに比べてすごく伸びている。こういったものもデジタル側の関係に伴うものが伸びていると、こちらは受け止めてございます。

以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、提案募集検討専門部会の磯部構成員、お願いいたします。

(磯部構成員) 磯部でございます。取り急ぎ2点だけです。

先ほど後藤先生、あと、大橋先生がおっしゃったその他の部分については、その他の部分というのはペンディングするわけですから、せっかく地域のニーズと思って提案してきたものを提案した側からすれば肩透かしと思われかねない。それであれば、きちんとした理由が必要だというのは先生がおっしゃったとおりですし、275番などは割と具体的にいろいろなことが書いてあるのではないですかと後藤先生がおっしゃって、私も

その他が気になっているのでそう思ったところで、これでもなお十分ではないとなると、では、どうしたらいいのだろうと思うだろうなと思いましたので、当事者団体にはきちんとしかるべき説明をするか、その他について少しでもそうでもないのではないかという声があったら柔軟に検討項目に戻すか、より適切な取扱いについて御検討いただきたいという感想を持ちましたということです。

もう1点は資料4です。住基ネットの利用拡大についてということで、大橋部会長も拡張型とおっしゃいましたように横展開、この際、所管省庁官庁にきちんと水も漏らさぬ調査をしてもらって、さあどのぐらいできるだろうかということを検討していただくというのは大変有意義だと思うのですが、この調査の方法はまず各府省向け調査を行い、そこで回答があった事務について自治体に聞くというやり方であったので、恐らくそれが効率的でリーズナブルな面もあるのでしょうか、どうせなら自治体に、それ以外の点でも何かアイデアがないのか、この際、自治体発の意見を聴いてみてはどうなのかなということも思ったのですが、どういうアンケートになるのか中身がよく分からないので、それは特段強い意見ではございません。

感想のみですが、私からは以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

その他とされた項目の理由の説明の部分、もう少し丁寧に、何か追加で御検討いただけるものはあるでしょうか。

(田中参事官) その他について複数の先生方から御意見を賜ってございます。今後の見せ方につきましては先ほど大橋先生の関係で御説明したとおりでございますが、私どもの方も御説明を差し上げておきたいのは、頂いた提案につきましては、もちろん提案団体の方と事前相談の中でしっかりやり取りをさせていただいているということでございます。今回、その他ということで、提案が過去に頂いたもので、それ以上、今回頂くときに、より具体的な支障なり、特に付け足さないといけないような事情があるのかどうかといった辺りも、私どもなりに丁寧に対応を差し上げながら、提案団体の方から御提案を頂くようにやり取りはさせていただいているところであり、今回の取扱いにつきましても提案団体の方にも御理解いただきながら進めているということではございますので、その点は御理解を賜ればと思います。

ただ、先ほども申し上げましたように、ホームページなどの載せ方につきましては、このままでいいのかということをお示唆いただいたと思ってございますので、その辺の工夫は何らかできないかという辺りにつきましては、こちらの方で検討なりをさせていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

(市川座長) 御説明ありがとうございます。

コミュニケーションはしっかり取りながら分類を進めていただいているということだと思いますけれども、もう少し工夫を検討していただきたいと思います。

(平沢参事官) もう1点の御質問に対してお答えをさせていただきます。

資料4の調査の関係の御意見を頂きました。まず、各府省向け調査をやって、その後、自治体向け調査ということで考えてございますけれども、これは住基ネットを利用することができるようにする措置をする場合、住民基本台帳法の別表に記載をするということが最終的に必要になるのですけれども、それは各府省の事務が法律に基づく事務で行っているものについて住民票の写しを添付するとか、公用請求を今やっているというものをこの住基ネットで利用できるようにするという法令に基づく事務ということで、その点については各府省の方で把握している情報であるということで、まず調査をさせていただこうと思っております。

他方、自治体向けの方は実際の公用請求がどのぐらい行われているのかといったニーズといったものをここで調査というか、確認をさせていただきたいと思っておりますし、今御提案いただいた各府省の方で把握しきれないものがありましたら、その辺も確認ができたらと思っておりますので、共同で行っていきたいと思っております。総務省さんとまた調整をさせていただいて、調査を適切に行っていきたいと思っております。以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、令和6年度の提案募集の今後の進め方につきまして、何かほかに御意見等がございましたらお聴きします。

高橋先生、お願いいたします。

(高橋座長代理) 大学での講義が先ほどまでありまして、遅参し失礼いたしました。

途中から参加しましたので、多少かみ合った話にならないかもしれません。途中でお聞きしていたところ、住民基本台帳の利用について横展開することは大きな前進なのではないかと思えます。

一方で、重点事項が少ないのではないかという御指摘があったとお聞きしました。ただ、横展開をする上では、これから各省との間の対応が必要になるところがあるということなので、そことのバランスで若干重点事項が絞られているのではないかと私は思っています。

その一方で、今後の話として、デジタルが引き続き重要なテーマになっているのではないかなと私は受け止めさせていただきました。システムを立ち上げてくれというような提案が多かったようにお聞きしておりますけれども、他方で、会計検査院の指摘もあって、デジタル化を進めるに当たって、単に形式的にシステムを立ち上げるだけではなく、住民の使い勝手とか、自治体の側の利用のしやすさとか、そういう観点からの取組みも重要になると思えます。その辺は地方分権を担当しているこちらの方で、自治体のユーザーとしての声、そして、住民の身近な自治体として住民の御意見を聴ながら、使えるシステムを国に作っていただく視点から物事を考えていくということは重要なだろうと思っております。

そういう観点からも今回の横展開は、その第一歩として極めて重要だと思いますし、この流れ、デジタル化はこれからも大きな課題でございますので、引き続き事務局としてはお考えいただければ有り難いなと思っています。

以上でございます。

(市川座長) 高橋先生、ありがとうございました。

今の点で一つ、横展開、住基ネットの話がありましたけれども、デジタルというのがキーワードになってきますので、山下議員の質問にもありましたデジタル庁との関係について、せっかくですから少し御説明いただけたらと思います。

(平沢参事官) ありがとうございます。

御指摘いただきましたとおり、地方においてデジタルの動きというのはますます強まってきているかと思っております。デジタル化の今回の重点募集テーマも件数が上がったというのはその大きな表れだったかなと思っております。

デジタル化の提案の中身を見ますと、今御指摘がありましたように、大きなというか、全国統一的なシステムを構築してほしいといった提案ですとか、あるいはそこまではいかないのですけれども、アナログ的な規制、手続を紙でやっているといったものを見直してほしい、あるいは既存のシステムがあるのですけれども、その使い勝手が悪いとか、利用対象範囲を広げてほしいという既存のシステムの改善や見直しというものが主なものとして出てきている状況でございます。

高橋先生からお話がありましたように、デジタルとかシステムを使う住民ですとか自治体の職員が、利用者体験という言葉がよく最近言われるかと思えますけれども、その利用者体験というものをしっかり視点として組み入れて改善をしていく必要があるということがあちこちで言われているかと思えます。その点において分権提案が住民とか自治体からの声を直接取り入れて、我々としてもデジタル行財政改革会議とか、あるいはデジタル庁、あるいは関係所管省庁の取組にしっかり伝えていくことが改めて重要なと考えているところですので、デジタル行財政改革会議事務局、あるいはデジタル庁、所管省ともしっかり連携をしてやってまいりたいと考えております。

以上でございます。

(市川座長) コミュニケーションを密に進めていただいているということだと思います。

それでは、ほかに御意見・御質問等がなければ、令和6年の提案募集の今後の進め方については資料3及び資料4、それと、大橋部会長からの御報告に合わせた方針に沿って進めたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、そのように進めさせていただきますので、もし何かありましたら、また事務局の方にお申し付けください。

また、大橋部会長からも具体的な進め方は一任をお願いしたいということですので、その点の御確認もお願いしたいと思います。

それでは、本年度の重点事項に関しましては、大橋部会長の下で具体的な検討を進め

ていただきたいと思います。

次に議事（３）その他について事務局からの御説明をお願いいたします。

（坂本参事官）参事官の坂本でございます。私からは計画関係についての御報告となります。6月21日に計画策定等に関するワーキンググループを書面開催しまして、その資料を7-1から7-4までお付けしております。当室において4つの調査を実施しましたので順次御説明いたします。

まず、7-1、各府省における既存計画の見直し状況についてでございます。骨太の方針2023におきまして、既存計画について毎年見直しの進捗状況を公表するとの記載がございまして、各省庁において行われた見直し状況を調査し、当室において取りまとめたものとなります。

左の表を御覧いただきますと、全体503計画のうち①と②を合わせました約300計画、約6割の計画が見直しを検討又は検討予定とされまして、そのうち半数以上の174計画において見直しが実施されるという結果でございました。

見直しの内容としましては右の表にございますけれども、3の「複数の計画の一体的策定を可能とする」、また、7の「支援の充実」、国が保有しているデータを自治体に提供したり、国から示される計画策定の手引きを充実させたりする、といった見直し内容が多くございました。

一方で、左の表に戻っていただきまして、③の見直しについて検討未実施の計画は204計画、約4割でございます。その理由を見ますと、204計画のうち約3割は「本調査以前に既に見直しを実施済みであるため」という回答でございました。

いずれにしましても、骨太の方針のとおり、毎年本調査を継続して実施していくこととしておりますし、また、当室からもそれぞれの計画の改定のタイミングを捉えまして、各省庁に見直しを要請・協議しているところであります。こういった取組によりまして、各省庁の見直し検討が進むように努めてまいりたいと考えております。

次に資料7-2、各省庁に対して、所管の計画がほかの計画との一体的策定が可能かどうかの調査を行ったものでございます。令和5年3月に一度実施しましたが、そのときに一体的策定が不可との回答があった計画について今回改めて一体的策定ができないか、調査をしたものです。

ほかの計画との一体的策定を行うことが可能かどうか、それから、総合計画との一体的策定が可能かどうか、調査しまして、成果としましては、前回は上の表の「他の計画との一体的策定等を可能」とする都道府県計画の割合が65%でありましたものが、今回の調査、下の表を御覧いただきますと、それが80%に大幅増となるなど、今回の調査により多くの計画において一体的策定可能との回答が得られたところです。

一方で、2ページ、今回の調査におきましても、一体的策定不可と回答があったものについて、その理由を確認しますと、大規模災害発生後に策定するものや、策定主体が自治体単独ではなくて商工会議所などの民間も含めた協議会であるものなど、やむを得

ないと考えられるものがあつたところでは、そういった一体的策定になじまないような計画がございますけれども、引き続き毎年の見直しの機会や提案募集等を通じた自治体の声をお聴きしながら、一体的策定ができないか、各省庁と連携して取り組んでまいります。

資料7-3、次は地方公共団体における計画等の一体的策定の状況調査になります。先ほどは国に対する調査であつたものに対しまして、こちらは地方に対する調査となります。一体的策定に関する自治体の状況把握や、各自治体においてほかの自治体の事例を参考としていただくことを目的として調査したものといたします。

2ページは都道府県における一体的策定の具体の事例でございます。

3ページは一体的策定に対する考え方をお聴きしましたところ、「引き続き取り組んでいきたい」とする団体が約3分の2ございました。

その他の意見としましては、「計画によっては改定時期が異なるので一体的策定が難しい」といったものがございました。

4ページは市区町村における一体的策定の具体の事例でございます。

5ページは市区町村に対して一体的策定に対する考え方についてお聞きしたところ、「引き続き取り組んでいきたい」とする団体が先ほどの都道府県と同様に約3分の2ある一方で、「方法が分からない」、あるいは「個々に策定するよりもかえって負担になる」といった回答も一定数ございました。

6～7ページは総合計画との一体的策定について同様に都道府県と市町村にそれぞれお尋ねしたものです。都道府県・市町村ともに多かつたものとしましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体的策定でして、意見としましては、「総合計画は自治体の指針となるものであるため、個別具体の計画との一体的策定はしにくい」といった回答が一定数ございました。

また、「引き続き取り組んでいきたい」とする回答が多い一方で、「個々に策定するよりも一体的策定をする方がかえって負担になる」といった回答が、先ほどの関連する計画との一体的策定よりも多いという状況でございました。

8ページは計画策定の負担軽減のための取組についてお聴きしたものです。計画は原則50ページ以内という目標を設定している例や、計画のデジタル化・ペーパーレス化、あるいは計画を検討する会議の一体化といった例がございました。

9ページは広く計画策定等に関する意見をお尋ねしたものです。回答としましては、「国から想定される計画を例示してもらつたとより円滑に進む」、それから、「策定期間は柔軟に運用できるようになれば効率的に策定できる」、また、「補助金等の交付要件として求められる計画については、個別ではなく統合された計画も補助要件として認める」といった緩和策も必要といった意見がございました。

最後に、資料の7-4は毎年更新しているものになりますが、令和5年12月末時点における計画策定に関する条項数の増減を調査したものです。前年と比べまして、義務規

定は該当ございませんでした。努力義務規定はプラスマイナスゼロ、できる規定はプラス3で、トータルプラス3の527条項となっております。なお、交通安全に関する計画は2つございますけれども、努力義務規定からできる規定へ見直しがなされたものになりますが、これは令和4年の提案募集を受けて実現したものとなります。

引き続きナビゲーション・ガイドの周知徹底、あるいは法案作成に向けた各省庁からの事前相談等において、できるだけ計画数の増加や自治体の負担増とならないよう、各省庁と連携して取り組んでまいります。

以上、計画関係の各種調査結果の御報告となります。よろしくお願いいたします。

(市川座長) ありがとうございます。

市区町村の回答数が62%と少ないかなという感じだったのですが、これまで効率的・効果的な計画行政の推進に関して、計画策定等に関するワーキンググループの座長を務めていただいております勢一議員の方から、この件について先にお話しいただきたいと思います。

(勢一部会長代理) 御指名ありがとうございます。勢一です。計画ワーキングの方でもこちらの結果も議論をさせていただきましたし、若干コメントをさせていただければと思います。

昨年の3月末にナビゲーション・ガイドが閣議決定されて1年余りになります。今はその実行の段階というところになります。事務局から報告がありましたように、骨太の方針に基づいて各省の毎年の計画の見直しの検討と、分権室からは計画改定のタイミングで各省に見直しを要請・支援というようなことを進めている段階になっています。

また、法案の検討段階における各省からの分権室への事前相談におきましても、ナビゲーション・ガイドを踏まえた助言や協議を行っているとお聞きしております。そういう意味では、現在いろいろな形で計画関係の取組が進んできているところになるかと思えます。

今回調査をしていただいて、結果を皆様に共有させていただいておりますけれども、現在進められている計画に関係する取組の基礎資料となるだろうと考えております。そのため、調査結果につきましては地方公共団体の方々にも情報共有し、また、国の方にも情報共有をして、今後の参考になるような形で活用をお願いしたいと考えているところになります。

また、かなり膨大な調査になりましたので、調査に御協力いただいた地方公共団体の皆様及び府省の担当者の方々にお礼を申し上げたいと思いますし、膨大なデータを整理してくださった事務局にも感謝をしているところでございます。ありがとうございました。

この調査結果を改めて見ますと、一体策定を可とする計画の割合が大幅に増加しております。各省でも計画の問題を共有して精査・検討していただけた結果ではないかと感じているところです。また、これだけ一体策定が可能だということになりますと、今

度は各団体の裁量で効率的・効果的な計画策定ができる環境が整いつつあるということを感じるところです。そういう点では今回の調査結果も参照していただいて、是非現場で活用いただきたいと思っていますところでは。

他方で、取り組みたいが方法が分からないとか、一体策定する方が負担になるのではないかというような声も寄せられています。この点は実際に取り組んで一体策定をしているような事例も多数ございますので、そうした調査結果を参照していただくことをお勧めすると併せて、今回のデータを基に分権室でもう少し議論し、ワーキングでもこの中からお役に立つようなエッセンスを提供できるように勉強をしてみたいと思っていますところでは。

また、計画策定の問題ですけれども、立ち返って考えてみますと、始まりは全国知事会が調査して、データを基に問題提起したのが非常に大きな契機になったと理解しております。それによって議論が起こり、こちらの会議の方でも検討し、それがナビゲーション・ガイド、今回の調査結果につながったと承知しております。その意味でも各団体が個別に工夫して努力して、より良い計画行政をしていくというのももちろん大事なのですけれども、影響力の大きい地方団体、知事会のような影響力の大きい団体に何らかのリーダーシップを取っていただくというのも、今後加速させるには重要な推進力になるのかなと思ったりもしているところでは。

いずれにしても、まだまだナビゲーション・ガイドは始まったばかりというところになりますから、丁寧に積み重ねていきたいと思っています。

以上です。ありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございました。

何か事務局からこの件に関して追加はありますか。よろしいですか。

それでは、三木議員、お願いいたします。

(三木議員) 須坂市長の三木ですけれども、既存計画の見直しの状況の資料をありがとうございました。

私はこれを見て反省しております。今、お話のように市町村段階の取組が少ない、回答も少ないし、一体的策定が可能だというのが少ないということでもあります。私どもの市の場合を見てみますと、市の職員にとっても意識の差があります。一体的に作れると考える職員と個別にやるというような職員がおります。今、勢一先生がおっしゃったように私も全国市長会の方で話したいと思っておりますけれども、このように良い事例があるとか、これが課題だということをまた分権室の方と話し合っていていただいて、市長会・町村会で分かりやすい資料を作っていただければ、職員にとっては非常に役に立つと思いますので、今、お話の方向で進めてもらえれば大変有り難いと思っています。

これ自体は職員にとってもプラスですし、住民にとってもプラスになる計画になると思いますので、その辺についての御検討をよろしくお願いします。ありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、湯崎議員、お願いいたします。

(湯崎議員) 幾つかありますが、この計画についてですけれども、今回、先ほど御説明がありましたように、一体的にできるというのがだんだん明確になってきた点と、このナビゲーション・ガイドのスタートに当たっていろいろな成果も出ていると思っております。

一方で、資料7-4を見ますと、計画策定を義務付ける条項数というのが令和5年末で206条項だったのが、10年前と比較すると1.1倍になっているということで、大きく増加をしている状況もございます。

それから、資料7-1の各府省における既存計画の見直し状況を見ますと、計画の廃止に向けて検討中・検討予定というのは1件であるとか、トータルでいうと去年から比べても3件増えているとか、ナビゲーション・ガイドの趣旨が本当に徹底されているのだろうか、できるところはやっていただいて進歩もあるのですけれども、本当の意味でこの趣旨が徹底されているのかというのは、まだまだこれからではないかなと感じております。

先ほど勢一先生からも知事会等に対する御期待も頂きまして、我々ももちろんこれを引き続きフォローしてまいりたいと思っておりますし、必要な提言等はさせていただきたいと思っておりますけれども、本来のナビゲーション・ガイドの原則というのは、将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は地方公共団体の判断に委ねるとなっておりますので、まず、各府省において政策立案だとか法案を作成する都度、このナビゲーション・ガイドの遵守状況をしっかりと内閣府に御報告いただいて、また、議員立法も含めて計画策定を規定する法令の見直しを行うといったような実効性を高める取組を強力に進めていただきたいと思います。

以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

本件に関して何か事務局の方からございますか。

(坂本参事官) ありがとうございます。

計画策定に関する条項数は確かに今年も増えました。今までの伸びと比べて今年は微増にとどまったということはあるのですけれども、増えてしまったというのが結果でございます。各省庁からしてみれば、既存計画を廃止するとなると法改正が伴い、そもそも計画の意義がなくなったことを認めることになりますので、相当ハードルが高いという実態がございます。その中で我々は協議をしているのですけれども、我々の目指すのは、計画を策定する自治体の皆さんの事務負担軽減になるところはどういうところか、そこで各省とどこで折り合えるかというところにして、なかなか数は減らない実態があるのですけれども、可能な限り自治体の皆さんの負担軽減につながるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、大橋部会長、お願いします。

(大橋部会長) 資料7-1について、補足した方がいいかなと思いましたが。閣議決定で決定したにもかかわらず、検討未実施が4割あるように見えるのは、全然言うことを聞いていないように見えます。しかし、実際は3割は既にやっているということなので、そうすると、実際に本当に手を着けていないのは非常に限定された自治体に関してですので、数字が独り歩きすると良くないかなと思うのです。先ほどは口頭で説明いただいたのですけれども、この資料を出すときには※か何かをつけて説明等々をされた方がいいかなと思います。これは年度に限定した数字だということは分かっていますけれども、見え方が、やっていることと乖離しているような気がしたので、そこだけ検討をお願いします。

(市川座長) 事務局、お願いします。

(坂本参事官) 資料の7-1につきましては5月10日に既に公表をしております、毎年この調査はやっていきますので、来年以降、頂いた御指摘を踏まえて検討していきたいと思えます。

(市川座長) 御指摘ありがとうございます。

それでは、本件に関しましてよろしいでしょうか。

それでは、資料8の御説明を事務局の方からお願いいたします。

(中野参事官) 参事官の中野と申します。私の方から令和5年度の活用状況調査の結果につきまして御報告させていただきます。お手元の資料8を御覧ください。

提案募集方式によって改正されました制度等の地方公共団体における活用状況等についての調査結果をまとめたものでございます。この調査は平成30年度から行っており、今回で5回目の調査となります。昨年11月16日の地方分権改革有識者会議におきまして、今後の地方分権改革の方向性として住民参加の視点が重要との御提言を頂きましたことを踏まえ、今回の調査はこれまで重点事項として検討された項目等の中から、住民サービスの向上に特に資すると思われるものを新規調査事項として選定いたしました。また、新規の調査項目に加え、過去に行った調査事項についてのフォローアップ調査も行いました。

調査結果の概要は2～4ページにまとめておりますが、調査項目の①～⑨が新規の調査項目、⑩～⑬が平成30年度に行いました調査のフォローアップ調査の項目になってございます。まず、新規調査の結果概要につきまして御報告させていただきます。

資料の2～3ページ目に結果概要の方をまとめさせていただいております。新規調査項目につきましては活用状況とともに、その制度改正がなされたことを知っているかという認知度の方も併せて調査しております。調査項目の⑦と⑨以外の項目につきましては認知度がおおむね6割を超えてございます。活用状況の方につきましては項目により

ばらつきがありますけれども、地方公共団体のそれぞれの地域実情等に応じまして、御判断で必要なものを御活用いただいている状況ではないかと考えているところでございます。

また、今回の調査で認知度の低かった項目も含めまして、この調査の前にこういった制度改正が行われていることを知らなかったのだけれども、この調査で改めてこういう制度改正がなされたことを初めて知ったので、今後制度を活用したいというような今後の活用意向を表明いただいた団体も各項目について一定数ございます。例えば調査項目の⑦につきましては認知していなかったと回答された887団体中268団体、調査項目の⑨につきましては認知していなかったと回答された781団体中205団体につきまして、今回の調査により初めてこういった改正が行われたのを知ったので、今後制度を活用したいといった御回答頂いております、この調査そのものに一定の周知効果があったのではないかと考えているところでございます。

各項目の調査結果の詳細につきましては、お手元の資料の5～14ページまでに項目ごとにまとめて記載させていただいておりますけれども、時間の関係上、事例を一つだけ御紹介させていただきます。

資料の11ページ目、平成29年の分権提案を受けまして罹災証明に係る手続の見直しを行いまして、住家の被害認定調査において航空写真等の活用を可能としたという特例でございしますが、これにつきましては認知度が8割を超え、活用実績については制度改正後に被害認定を実施したことの自治体の6割を超えるという形で自治体に幅広く御活用いただいている結果となっております。

活用していただいた自治体からは危険箇所への立入りを回避しつつ認定を行えるようになった、罹災証明書を迅速に発行できるようになったなどの効果が報告されております。

まだ活用いただいていない自治体からは、その理由としまして、幸い今のところ被害件数がそれほど大きい災害が起きていないので、写真判定が必要なかったといったことを挙げられた自治体が多く、今後起こってほしくないことでありますが、より規模の大きい災害が発生した際には活用される可能性があると考えてございます。

続きまして、フォローアップ調査の結果概要につきましては、お手元の資料の4ページにまとめております。こちらの方は平成30年度に調査した項目のうち、主なものにつきまして、その後、活用状況がどの程度伸びているかという観点からフォローアップ調査を行ったものでございます。調査結果の詳細は15ページ以降にまとめてございますので、後ほど御覧いただければと思いますけれども、全ての調査項目におきまして平成30年度と比して活用率が上がっているという結果となっております。

今回の調査結果をそれぞれの制度の所管府省に情報提供させていただきまして、政策立案の一助として活用していただきたいと考えてございます。また、地方公共団体に対しましてもこの調査結果を提供させていただき、引き続き情報発信や研修等を通じまし

て、提案募集方式により改正された制度の周知と活用の促進を図っていく考えでございます。

私からの御報告は以上でございます。

(市川座長) 非常に重要な報告でした。

本件に関しまして何かございますか。よろしいでしょうか。

続きまして、在津参事官、シンポジウムの件の御報告をお願いいたします。

(在津参事官) 資料9を御覧ください。地方分権改革シンポジウムについての開催報告になります。令和5年度の地方分権改革シンポジウムを去る3月14日にオンライン開催いたしました。

プログラムの概要といたしましては、上から冒頭に自見大臣の開会の御挨拶、続いて、本会議の座長であられる市川座長の御講演、そして、計画策定ワーキングの構成員であられる金崎先生に御講演いただきました。市川座長におかれましては御多忙の中、お時間を割いていただきまして、御示唆に富んだ御講演頂きまして、本当にありがとうございました。この場を借りまして深く御礼申し上げます。

続くプログラム4と5では、シンポジウムでは初めての試みとして地域住民と大学生に出演して頂き、地方分権改革の成果に対する生の声を頂きました。具体的な内容については次のページ以降で詳しく御報告いたします。西南学院大学からの学生の出演に当たりましては、本会議の議員であられる勢一先生に多大な御支援を頂きました。あわせて、この場を借りまして深く御礼申し上げます。

今回のシンポジウムでは、昨年の12月に本会議でお取りまとめいただいた地方分権改革の今後の方向性についての中で、地域住民や事業者などから見た提案募集方式の具体的成果、効果の実例を発表する機会を設けるなどのコンテンツの充実を図るとされたことを受けて、特にプログラム4と5において住民などの方々にシンポジウムに御出演いただき、提案募集の成果事例に対する御感想や御意見を伺うという初めての試みを行いました。

具体的には、プログラム4では、例えば左上から、放課後児童クラブに関する基準の見直し提案された延岡市から市内で児童クラブを運営する方とクラブで働く職員の方に御出席いただき、改革の成果がどのような効果をもたらしたか、お話を頂戴しました。

また、下の段のプログラム5では、大正大学、武庫川女子大学、西南学院大学から2名ずつ学生さんに各々が興味を持った過去の提案とその対応をあらかじめリサーチしていただきまして、シンポジウム当日にそれらに対する理解や御意見を伺いました。

プログラムの4と5で聴かれた具体的な声は次のページに記載のとおりになります。一部表現が不正確なところもございますが、ここではあえて出演者のほぼ御発言のとおりで紹介をさせていただきます。例えばプログラム4では放課後児童クラブ職員に関する基準の見直しにつきまして、①基準緩和により子育てや介護などに応じた勤務の柔軟

化ができた。また、②基準緩和により休暇が取りやすくなって職員間の雰囲気も良くなり、長く働いてもらえる職場になったというように、改革の成果を実感されているとの声を頂いた次第です。

また、下の方に参りまして、プログラム5では地方分権を勉強中の大学生に出演していただき、例えばですけれども、国民健康保険の高額療養費申請制度の簡素化につきましては、①のようにオンライン申請も併せて検討すべきだったのではないかといった指摘や、③放課後児童クラブの職員に関する基準の見直しにつきましては、国は最低限の方針のみを示し、もっと地方に権限委任すべきだといった歯に衣着せぬ学生らしい厳しい意見も頂きました。これらのプログラムは非常に好評でしたので、次年度以降も是非続けていきたいと考えている次第です。

最後はシンポジウムに係る各種データになります。時間が押しておりますのでポイントだけ御説明いたしますと、1の一番上のように今回のシンポジウムはオンライン開催では過去最高の339名の方に御参加いただきました。

また、その下、2の参加者アンケート結果の肯定的な御意見の2つ目の○ですが、先ほど申し上げましたように、住民や学生の生の声が聴けたことにより理解が深まったなどとする回答を多数頂戴しております。

これらの意見を踏まえまして、来年度もシンポジウムの更なるバージョンアップを図っていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、シンポジウムの件、あるいは全体を通してでも結構でございますが御意見・御発言があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、湯崎議員、お願いいたします。

(湯崎議員) シンポジウムについては大変意義のあるものだったと思いますので、感謝を申し上げたいと思います。

私はその他というところで毎回申し上げている感も若干あるのですが、全国知事会の地方分権推進特別委員会での取組も御紹介させていただきながら意見を申し上げさせていたきたいと思います。

前回、令和という新しい時代を踏まえて国と地方の役割分担の見直しが必要だと申し上げたところですが、その後、知事会でこの地方分権推進特別委員会を3回開催しまして、有識者にも御出席いただいて様々な意見交換を行ってまいりました。その中の主な意見として、急激な人口減少であるとか、あるいはデジタル技術の進展も踏まえて、国と地方の最適な役割分担について議論を深めていく必要があるとか、地域の実情に応じた施策の展開を可能とする条例による法令の上書き権など、条例制定権の更なる拡大について検討する必要があるとか、地方自治法が定める裁定的関与の問題についてもっと議論を深める必要があるといったようなことがございました。

夏の全国知事会が7月末にございますけれども、国と地方の最適な役割分担として法定受託事務の見直しとか在り方の検討や、国で一括処理した方が効果的な事務について、国と地方での共同実施や国の直接執行といったことを検討すること、また、地方の裁量の更なる拡大として義務付け・枠付けの更なる緩和や条例制定権の更なる拡大の検討といった今後議論するテーマを知事会として決定をしていくこととしております。

先ほど三木市長もおっしゃられていましたけれども、例えば補助金の制度が複雑すぎて自治体では分からないとか、これは本当に本末転倒な状況にあると思いますし、今回の提案募集にしても一つ一つ本当に私は重要なことだと思うので、こういった取組は更に力を入れてやらなければいけないと思います。

一方で、この項目を見ると、なかなか比喻が難しいのですが、言ってみれば、国と地方というのは対等・協力という観点からいうと、言わば地方は地方自治法とか法に基づいて地方自治をやることになっているので、持分法適用会社みたいな感じだとすると、持分法適用会社の営業の担当が取引先と会食するのに3日前に申請をしなければ経費が出ないとか、それを事後でも経費精算させるようにしてくださいとか、そんなことをやっているようなものだと思うのです。

関係として本当にこれがいいのかということをしかりと考えないと、本当の意味での対等・協力というのがなかなか実現しない、上場している持分法適用会社にそんなに親の方が関与するのかということも含めて考えていかなければいけないタイミングではないかなと、今のいろいろな環境変化がある中で、それは改めて強調させていただいて、我々自身として骨太の議論を深めていきたいと思っておりますし、それはまた御報告させていただきます。地制調もあるのですけれども、内閣府としての分権有識者会議というものもありますので、是非御検討いただきたいなと思うところでございます。

長くなりましてすみません。以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

続きまして、三木議員、お願いいたします。

(三木議員) 今の地方分権改革シンポジウムの関係ですけれども、2ページのところで保育所等における居室面積基準の緩和特例措置の延長についてということで、大変好評だということなのですが、実は須坂市は長野県庁とともにこの規制緩和についてずっと要望していたのです。今年、大変残念なことに既に議論がし尽くされているから取り下げてくださいと言われて取り下げたのです。でも、こども誰でも通園制度が始まりまして大変な状況になっているのです。大阪市等で特例が認められた場合は、土地の単価が高いから、土地を購入してまで保育園を造るのは大変だけれども、地方はそうでもないではないかというのが理由だったのです。

でも、地方の財政にとって厳しいものですから、土地の単価が安いとか高いではなくて、今、活用できるような保育園の中で面積の基準緩和をしていただきたいということ、それから、私どもは保育園の中でするよりも外で遊んでいる方が多いのです。そういう

面では、また来年出させていただきますけれども、一度現場を見に来ていただいて、都市と地方の保育園の在り方が全く違う面があるということを是非御理解いただきたいと思います。こども誰でも通園制度の中で各市町村がいかに受け入れに困っているかというのを知っていただくことは大事だと思いますので、また来年要望させていただきますのでよろしくお願いします。

以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

ほかに御意見はありますか。

今の湯崎議員と三木議員から貴重な御意見は、現場を知ることが基本にあるということだと思えますし、正しくこの会議がそれを拾い上げながら、国とつなぎの貴重な役割を果たしていかなくてはならないということを改めて感じた次第でございます。

特に御意見・御質問等がなければ、ちょうど時間も来ましたので、これで会議の方を終了させていただきたいと思えます。

本日は、お陰様で非常に貴重な議論ができたと思えます。引き続きよろしくお願いします。たしまして、会議の方を終了とさせていただきます。ありがとうございます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)